

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ルピナス新潟が開設する指定介護支援事業「居宅介護支援事業所るぴなす」は、病気や怪我などにより、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるように配慮し、利用者の希望、選択に基づいた居宅サービス計画を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身・日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できる支援提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援事業所を他の事業から孤立して位置づけ、人事・財務・物品等の管理については、適切な運営を確保するため、管理者の責任において実施することとする。

- 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、各保険医療機関、関係市町村などと連携を図り、協力と理解のもとに総合的な支援の提供に努めるものとする。
- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏りすぎる事のないよう、公正中立に行う。
- 4 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 居宅介護支援事業所るぴなす
- (2) 事業所の所在地 新潟県新潟市中央区高志2丁目20番10号

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事するものを、介護支援専門員とする。

(従業員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有するものとする。
 - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
- (2) 介護支援専門員 1人以上

- ・利用者の選択に基づいた居宅介護支援を実施する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む)、お盆(8月13日～8月15日)年末年始(12月30日～1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第7条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供に当たっては次の各号に留意するものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡を取り、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。
- (2) 利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行うものとする。
- (3) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第8条 居宅介護支援の提供方法については、次の方法によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

- ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。
- イ 利用者の課題分析は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。
そのためにも、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにする。
- ウ 利用者の家族の希望や課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービス利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
これを、原案に位置付けられた居宅サービスの提供担当者を召集して行われる会議において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案修正する。
- エ ウにより作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。
- オ 居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
- カ 指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類もしくは特定の事業者に偏ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるように、考慮する。

キ 利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの医療保険サービスや、ボランティアなどによるサービス利用も努めて盛り込むようにする。

ク モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、主治の医師、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも1月1回は利用者の居宅で面接し、かつ、モニタリングを行い結果を記録する。

(3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実施した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、サービス計画実施状況の把握に勤めるとともに、引き続き利用者の課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。

また、利用者が介護保険施設への照会など便宜を図ることとする。

(4) 居宅介護支援の提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者およびその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。

(5) 利用者の相談を受ける場所は、当事業所相談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。

(6) サービス担当者会議の開催場所は原則として当事業所会議室で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業者の事務所等を用いる。

(7) 利用する課題分析の種類は、MDS-HC方式とする。

(利用料その他費用の額)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告等第20号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者の自己負担はないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、新潟市中央区、東区、江南区、西区とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止の為の指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止の為の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(その他運営にあたっての重要事項)

第12条 居宅介護支援事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に居宅介護支援を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 3ヶ月以内に実施
 - (2) 虐待防止に関する研修年1回
 - (3) 権利擁護に関する研修年1回
 - (4) 認知症ケアに関する研修年1回
 - (5) 介護予防に関する研修年1回
- 2 職員は業務上知りえた秘密を決して漏洩しない。また、従業員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
 - 3 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。
 - 4 居宅介護支援事業者は介護支援専門員の清潔保持及び健康状態について管理を行なう事とする。
 - 5 居宅介護支援事業者は、提供した居宅介護支援について利用者から苦情のあった時は、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

附則 この規程は平成20年7月1日より施行する
この規程は令和6年4月1日より施行する
この規程は令和6年5月1日より施行する